

霧島市条例第16号

令和7年3月27日

霧島市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長

霧島市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例

霧島市重度心身障害者医療費助成条例（平成17年霧島市条例第157号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項に次の1号を加える。

(7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

第3条第2項第3号中「医療」を「療養」に改める。

第7条第3項中「受給者が」の次に「医療保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者であることの確認を受けた上で、」を加え、「及び被保険者証等」を削り、「保険給付」の次に「等」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。